

浄化槽保守点検業者の皆様へ

滋賀県浄化槽保守点検業者の登録に関する条例・同条例施行規則の改正(令和3年4月1日施行)により

浄化槽管理士に対し研修を受講させることが義務付けられています！！

受講義務	対象者:県内の営業所に置くすべての浄化槽管理士 受講すべき期間:各登録有効期間(3年間)内に1回以上 ※研修受講義務がない期間に受講した研修は実績にはなりません。	
登録申請手続き	浄化槽保守点検業者は、 ①浄化槽管理士研修受講計画書 (新規・更新・変更登録申請時、浄化槽管理士増加に係る変更届出時) ②浄化槽管理士研修実績報告書および研修を受けたことを証する書類(修了証書)の写し (更新登録申請時) を提出する必要があります。	
研修概要	研修科目 ①浄化槽行政の動向 ③浄化槽の保守点検と清掃	②浄化槽の構造および機能 ④滋賀県における浄化槽に係る情報

研修受講スケジュールと提出書類

年度	令和5年	令和6年	令和7年	令和8年	令和9年	令和10年	令和11年	令和12年
令和5年度に登録更新を迎える場合	研修受講義務なし	受講義務あり 登録有効期間内に研修を受講		受講義務あり 登録有効期間内に研修を受講		受講義務あり 登録有効期間内に研修を受講		受講義務あり 登録有効期間内に研修を受講
	更新 従来の申請書+研修受講計画書	更新 従来の申請書+研修受講計画書+研修実績報告書+修了証書の写し 提出		更新 従来の申請書+研修受講計画書+研修実績報告書+修了証書の写し 提出		更新 従来の申請書+研修受講計画書+研修実績報告書+修了証書の写し 提出		
令和6年度に登録更新を迎える場合	受講義務あり	受講義務あり		受講義務あり		受講義務あり		
	更新 従来の申請書+研修受講計画書+研修実績報告書+修了証書の写し 提出	更新 従来の申請書+研修受講計画書+研修実績報告書+修了証書の写し 提出		更新 従来の申請書+研修受講計画書+研修実績報告書+修了証書の写し 提出		更新 従来の申請書+研修受講計画書+研修実績報告書+修了証書の写し 提出		
令和7年度に登録更新を迎える場合	受講義務あり	受講義務あり		受講義務あり		受講義務あり		
	更新 従来の申請書+研修受講計画書+研修実績報告書+修了証書の写し 提出	更新 従来の申請書+研修受講計画書+研修実績報告書+修了証書の写し 提出		更新 従来の申請書+研修受講計画書+研修実績報告書+修了証書の写し 提出		更新 従来の申請書+研修受講計画書+研修実績報告書+修了証書の写し 提出		

お問い合わせ先

滋賀県琵琶湖環境部循環社会推進課

電話:077-528-3478